

12. 12総合教育会議資料

史跡小山崎遺跡 整備基本計画書

(整備要旨抜粋)

令和 6 (2024) 年 3 月

山形県遊佐町教育委員会

目次

第1章	計画策定の経緯と目的	1
第1節	計画策定の経緯	1
第2節	計画の目的	2
第3節	委員会の設置・経緯	2
第4節	関連計画との関係	3
第5節	計画の対象範囲	6
第6節	計画期間	6
第2章	計画地の現状	8
第1節	自然的環境	8
第2節	歴史的環境	16
第3節	社会的環境	18
第3章	史跡の概要及び現状と課題	31
第1節	指定の状況	31
第2節	史跡の概要	34
第3節	現状と課題	52
第4節	広域関連整備計画	57
第4章	基本方針	58
第1節	本史跡整備のストーリー	58
第2節	整備の理念	58
第3節	整備の基本方針	59
第4節	短期計画目標	60
第5章	整備基本計画	62
第1節	全体計画及び地区区分計画	62
第2節	遺構保存に関する計画	65
第3節	遺構の表現に関する計画	66
第4節	動線計画	72
第5節	視点場に関する計画	75
第6節	案内・解説施設に関する計画	77
第7節	修景及び植栽に関する計画	81
第8節	管理施設及び便益施設等に関する計画	82
第9節	ガイダンス施設に関する計画	84
第10節	公開・活用に関する計画	85
第11節	地域全体における関連文化財等との有機的な活用に関する計画	87
第12節	整備事業に必要となる調査等に関する計画	88
第13節	管理・運営に関する計画	89

第14節 事業計画.....	90
第6章 縄文の森づくりー整備と活用の一体化ー	92
第1節 森づくりの基本的な考え方	92
第2節 森づくりの手法.....	93
第3節 森づくりの展望.....	95
第7章 完成予想図	96
巻末資料	97
史跡小山崎遺跡「縄文の森づくり」に関する報告書	98

図目次

図 1 史跡小山崎遺跡位置図	1	図 25 水辺遺構	39
図 2 計画の対象範囲	6	図 26 主な捨て場の変遷（推定）	40
図 3 遊佐町位置図	8	図 27 赤漆塗木製容器	41
図 4 史跡周辺の地形	9	図 28 炭素・窒素同位体比分析（作成：米田 稯）	41
図 5 豊かな湧水環境	11	図 29 斜面部居住域	41
図 6 史跡周辺の植生図	12	図 30 斜面部の遺構配置図	42
図 7 小山崎遺跡の植物群落図（作成：畠中 裕之）	13	図 31 小山崎遺跡に運ばれてきた品々	43
図 8 遊佐町の遺跡分布.....	17	図 32 小山崎遺跡の集落景観イメージ（後期）	44
図 9 遊佐町へのアクセス	18	図 33 構成要素配置図①.....	47
図 10 史跡へのアクセス.....	19	図 34 構成要素配置図②.....	48
図 11 観光地・関連施設等位置図	21	図 35 周辺構成要素配置図①.....	50
図 12 遊佐町埋蔵文化財調査室.....	22	図 36 周辺構成要素配置図②.....	51
図 13 ハザードマップ（洪水）	24	図 37 便益施設と見学動線	54
図 14 ハザードマップ（津波）	25	図 38 地区区分図.....	64
図 15 ハザードマップ（噴火）	26	図 39 景観保護エリア対象範囲図	64
図 16 史跡周辺の法規制状況	30	図 40 地形造成想定図	65
図 17 指定地の状況	33	図 41 竪穴建物跡（左）及び水辺遺構（右） 整備断面模式図	66
図 18 土地所有状況	33	図 42 斜面居住地エリア 整備平面図	67
図 19 地区名称と主要な遺構の位置.....	34	図 43 竪穴建物跡 整備イメージ図.....	67
図 20 価値の変遷図①（前期初頭）	35	図 44 竪穴建物跡 整備詳細図	68
図 21 価値の変遷図②（前期中葉）	36	図 45 木道の事例.....	69
図 22 出土した骨角器	37	図 46 透明なサイン板の事例.....	70
図 23 価値の変遷図③（後期前葉）	37	図 47 水辺遺構 整備平面図.....	71
図 24 価値の変遷図④（後期中葉・後葉）	38		

図 48 動線・園路計画図.....	72	図 66 修景・植栽計画.....	82
図 49 防草シートの整備事例.....	73	図 67 東屋の事例.....	83
図 50 木質チップの整備事例.....	73	図 68 トイレの事例.....	83
図 51 階段の整備事例.....	73	図 69 車止めの事例.....	83
図 52 園路舗装の整備事例.....	74	図 70 エントランスエリア計画図.....	84
図 53 視点場・眺望位置図.....	76	図 71 旧吹浦小学校校舎.....	84
図 54 視点場・管理用エリア 整備平面図	76	図 72 小学校の校外学習の様子.....	85
図 55 案内板の事例.....	77	図 73 縄文食の調理体験の様子.....	86
図 56 総合解説板の事例.....	78	図 74 考古学講座の様子.....	86
図 57 撤去予定の解説板.....	78	図 75 パンフレット.....	86
図 58 標柱の事例.....	78	図 76 「鳥海温泉 遊楽里」のレンタサイク ル駐輪場.....	87
図 59 境界標の事例.....	78	図 77 関連文化財等位置図.....	87
図 60 遺構解説板の事例.....	79	図 78 小山崎遺跡の管理・運営体制.....	89
図 61 眺望案内板の事例.....	79	図 79 庄内砂丘のクロマツ林.....	92
図 62 誘導板の事例.....	79	図 80 整備事例視察（第2回委員会）....	93
図 63 本史跡付近の既設誘導板.....	79	図 81 森づくり工程イメージ.....	94
図 64 サイン施設計画図.....	80	図 82 完成予想図.....	96
図 65 本史跡周辺の既設誘導板位置図....	80		

表目次

表 1 史跡小山崎遺跡整備基本計画策定委員	2	表 10 史跡の周辺を構成する要素.....	49
表 2 史跡小山崎遺跡整備基本計画期間....	7	表 11 活用事業一覧①.....	55
表 3 鳥海山の火山活動.....	10	表 12 活用事業一覧②.....	56
表 4 有史時代の活動記録.....	10	表 13 地区別整備内容.....	63
表 5 各群落の概説.....	14	表 14 法定外公共財産の払い下げ手続き.	69
表 6 国・県指定文化財一覧.....	21	表 15 園路表.....	73
表 7 国登録文化財一覧.....	22	表 16 案内・解説板の構成.....	77
表 8 史跡周辺の関係法令一覧.....	29	表 17 公開・活用事業の例.....	86
表 9 史跡を構成する要素.....	46	表 18 事業スケジュール.....	91
		表 19 主な植物遺存体.....	95

第4章 基本方針

第1節 本史跡整備のストーリー

本史跡は鳥海山の裾野、日本海から 1.5km の場所に位置し、鮭の遡上する湧き水豊かな牛渡川や縄文時代からある神秘的な丸池様など、良好な自然環境に囲まれている。さらに縄文時代には、あたりには水辺環境が広がり、海と程近い位置にあった。この優れた立地環境において、縄文時代早期～晩期の非常に長い期間、継続的に人々の生活が営まれ、低地東部で発掘された縄文前期の貝塚やドングリ集積、低地西部の縄文後期の水辺遺構、斜面部の中期～後期の竪穴建物などが、環境変化に伴う時代ごとの縄文人の活動範囲の変遷や、集落が長期にわたり営まれた背景などを理解する上での重要な要素となっている。

また、出土した多様な植物遺体や花粉分析などの結果から、小山崎縄文人は周囲にある自然環境の仕組みを理解し、森に手を加え、積極的に利用していたと考えられている。これは、今日の「里山づくり」に通じるものであり、森づくりは現代的な視点から縄文文化を再発見する大きな手掛かりとなろう。

当地は自然豊かな反面、洪水などの災害危険性の高い場所でもある。そのため施設整備や遺構表現などには制約があるが、小山崎遺跡で営まれた縄文人の暮らしを理解するためには、当時の技術に対する探求とあいまって、森づくりや自然環境観察などの具体的体験を通じ、縄文時代の人々が自然をどのように捉え利用していたのかなどに思いを巡らすことも重要である。また、縄文以降も、自然とともにある地域の人々の暮らしが育んできた地域の民俗文化の再発見や、将来に向けた自然回復の取り組みなどを、縄文文化を基盤とした体験活動を通じて考えていくことが、地域において遺跡を活かしていくことにつながるものと考えられる。そうした活動を通じて地域内外に交流が広がる場として整備し、地域の活性化にも貢献したい。

第2節 整備の理念

地域の“源流”を体感できる小山崎遺跡整備

史跡小山崎遺跡整備は、当遺跡の本質的価値の概要を示すとともに、ウェブサイトやガイダンス施設で提供する情報と結びつけて縄文時代の人々の生活像が浮かび上がるようにする。また、周囲の環境に照らして生活空間の広がりや当該地の果たした役割などを理解できるようにする。さらに森づくりなどを通じて縄文の人々の自然観に思いを馳せたり、縄文文化の今日的意味を考えるなど、私たち、あるいはこの地域の歴史的・精神的源流にあるものを問いかける文化的意味ある場所とする。

第3節 整備の基本方針

①運動型の史跡整備とする

史跡内に回遊性を持たせ来訪者のための様々な施設を設ける従来の史跡整備を公園型とすると、当史跡整備は運動型と言えよう。それは大がかりな施設整備ではなく、活動や体験プログラムなどを中心に活用重点を置くもので、期間を区切って目標を定めつつ、活用に関する成果を上げていく。当史跡は洪水などの災害危険性の高い場所にあり、恒設的な施設整備等は難しく、また地形条件等から回遊性を持たせることも難しい。代わりに、周囲の豊かな自然環境を活かし、森づくりや体験プログラム、あるいはイベントなどを通じて関心ある人々の深い体験や縄文文化理解の広がりを期待するもので、そうした活動を継続的・発展的に展開していくものとする。

②ガイダンス施設、ウェブサイト、フィールドとしての史跡を一体的に運用する

史跡指定地を活動や体験のためのフィールドとして位置づけ、本史跡から約 2.3 km離れた場所に位置するガイダンス施設（旧吹浦小学校）との物理的距離をウェブサイトの情報で有機的に繋ぎ、人々の史跡理解を支援する。また、ウェブサイトを通じて広く情報発信するとともに、データベースを育み、様々な人々の幅広い学習需要・情報需要に応えるものとする。また、森づくりなどの活動や体験の中から生まれた情報や内外のサポーターの寄せる情報を取り込み、皆で小山崎遺跡を核とした文化蓄積を行っていく。

③観光分野と史跡の活用連携をはかる

毎年 10 万人以上の登山客が訪れる鳥海山や、湧水が多く清流に恵まれた牛渡川や神秘的な丸池などこの近辺に立ち寄る人も多い。さらに地域の原風景を説明する小山崎遺跡が加わることによって、週末レクリエーション客の増加が期待される。ジオパークに指定され史跡でもある鳥海山や小山崎遺跡周辺の関連遺跡などとの連携をはかり、ネイチャーツーリズム、カルチュラルツーリズム、さらには地域で期待されるアグリツーリズムなどを通じた幅広い交流の広がりを目指す。

④継続的・発展的な管理運営とその初動期のためのハード、ソフトの整備

活動や体験プログラムなどを中心にした運動型の整備とすることにより継続的・発展的な管理運営が必要となるが、まずは第一歩を踏み出す必要がある。早期の公開活用が期待されており、本整備計画においてはハードな物的整備、ソフトなシステムの整備、運営していく仕組みの整備、それぞれにおいて基盤的ないし骨格的な整備を行うものとする。その後の運営やマネジメントには、参加者を巻き込みながら幅広く展開していくことを目指す。

第4節 短期計画目標

本史跡は森づくりをはじめとした諸活動プログラムの場とし、活動に応じて徐々に整えていくが、その初動のために以下の目標を設定し、本計画の実施期間中にその達成を目指す。

①遺跡の保存をより確かなものとする

- ・地下水位の維持や遺構表示に際しての保護層の確保等、遺構保護に努める。
- ・車両の通る道や高木植栽に際しては必要な厚さの覆土をする。

②遺跡へのアクセスを改善する

- ・入口部分に自家用車、バイク、自転車用の駐車場を整備する。
- ・本史跡までの案内サインを整備する。

③観賞を容易にし、多様な来訪者が楽しめる場所とする

- ・骨格的な動線を整備する。
- ・眺望点を整備する。
- ・ランドマークとなる緑陰を設ける。

④遺構・遺物、当時の場所の状況、周囲の環境等が理解できるようにする

- ・水辺遺構や竪穴住居跡など主要な遺構を表現する。
- ・表示サイン、説明サイン、案内サインなどからなるサインシステムを整備する。
- ・ウェブサイトを設け、現地のサインと情報を連動させる。

⑤様々な体験活動を展開できるようにする

- ・トイレ、水道、東屋、倉庫、園路等の便益施設を整備する。
- ・イベントが行えるスペースを確保する。

⑥町民や関心ある人々が史跡の保存整備活用に関わりを持てるようにする

- ・史跡での活動や管理に携わる団体の仕組みをつくる。
- ・ガイダンス施設を拠点とし、活動企画や体験プログラムの構築を行う。

⑦史跡を学ぼうとする人々が理解を深められるようにする

- ・ガイダンス施設で出土品の展示をはじめとした史跡の詳細な情報提供や、講師を招いた講座やワークショップを行う。
- ・ガイダンス施設に埋蔵文化財調査室の機能を移転し、調査や研究の拠点とする。

- ・出土品のデータベース等、ウェブサイトニーズに応じた情報提供の仕組みをつくる。

⑧幅広く当遺跡の魅力や現況を発信し、交流のネットワークを拡げる

- ・季節などの情報発信がなされるようウェブサイトの管理の仕組みをつくる。
- ・活動及び体験の記録や個人提供の情報を集約し、ウェブサイトに掲載していく仕組みをつくる。

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1. 全体計画

本史跡は、縄文時代早期～晩期にわたって営まれた集落遺跡である。豊富な地下水により、遺構が良好な状態で保存され、本史跡周辺は、往時の自然や景観をよく残している。

そのため、史跡整備では大規模な地形改変を行わず、自然地形・環境を活かした整備を行う。整備対象とする時期は、遺構の規模が大きく、活動が最も活発になったと考えられる縄文時代後期とする。その年代から外れる遺構については、解説板等で説明を行い、集落の営みの変遷についても周知していく。

現在、本史跡には解説板1基、低地部内の駐車場、バス駐車場、仮設トイレ1基が整備されているのみであるため、便益施設・管理施設を整備し、快適に見学できるような環境を整える。また、史跡整備を行うにあたり、関係者・団体の役割や情報発信の方法を明確にすることで、円滑な整備事業の推進や、適切な維持管理ができる体制を構築する。

2. 地区区分計画

本計画では、遺構の性格や適切な公開・活用の観点から、複数のエリアに区分して整備を行う(図38)。

史跡指定地内のうち、生活の拠点であった竪穴建物が集中する「斜面居住地エリア」と、水を利用した活動の拠点となる「水辺エリア」では遺構の顕在化を行う。「斜面居住地エリア」では、縄文時代後期の竪穴建物跡1基の建物範囲と炉跡の表示を行う。「水辺エリア」では道路状遺構・敷石作業場の遺構表示と木敷遺構、杭列・捨て場・地点貝塚・ドングリ集積の解説を行う。「水辺エリア」のうち、整備を実施しない範囲については、最小限の植生管理により現状維持とする。

「斜面居住地エリア」と「水辺エリア」を繋ぐ位置にある舌状台地部分には道や住居が存在したと考えられるが、後世の土取りによって削平され残っていないため、「縄文の里山エリア」として縄文時代の植生を再現し、自然環境を体感できる場とする。

最盛期に竪穴建物と水辺遺構とともに一体的な集落景観を構成していた丸池が存在する「丸池エリア」では、既刊の『史跡鳥海山保存管理計画書』(2011)に従った整備を行う。

史跡指定地を囲む南北500m・東西700mの範囲(図39)は、往時の地形・景観をよく残しているため、「景観保護エリア」として今後もこの地形・景観の維持に努める。「景観保護エリア」のうち、「縄文の里山エリア」の東側に隣接する2区域(図38橙色点線内)は、集落に関連する遺構が確認されており、早急に追加指定の手続きを進め、遺構保護に努める。

「景観保護エリア」のうち、整備範囲は「視点場・管理用エリア」と「エントランスエリア」である。「視点場・管理用エリア」では、管理車両用の駐車場と視点場を整備する。「エントランスエリア」では、史跡見学の導入部として、ガイダンスコーナー、駐車場、来訪者の受け入れに必要な便益施設を整備する。新たに整備する各施設は、現在の地形・景観を損なわないよう、高さや意匠に配慮した仕様とする。また、エントランスエリアから史跡指定地内へ誘導するための誘導板を設置する。

表 13 地区別整備内容

地域区分		整備内容
史跡指定地内	斜面居住エリア	・ 竪穴建物跡 1 基の建物範囲と炉跡を遺構表示する（図44参照）。 ・ 往時の生活やその他の竪穴建物跡は、遺構解説板にて説明する。 ・ 各エリアへの眺望を確保するため、一部の樹木を伐採する（図66参照）。 ・ 高倉林道から竪穴建物跡に至る園路②、及び広場を整備する（図42参照）。
	水辺エリア	・ 道路状遺構の範囲にウッドデッキを整備する（図47参照）。 ・ 敷石作業場を立体表示する（図47参照）。 ・ 木敷遺構、杭列は透明なサイン板にて解説を行う。 ・ 捨て場、地点貝塚、ドングリ集積は遺構解説板にて説明する（図64参照）。 ・ 往時の山際に沿った園路④、ならびに視点場・管理用エリアと縄文の里山エリアに至る園路⑤・⑥を整備する（図48参照）。
	縄文の里山エリア	・ 縄文の里山エリア内を周遊する園路⑦、水辺遺構に至る園路③を整備する（図48参照）。 ・ 縄文時代の植生を再現するための森づくりを行う。 ・ 視点場①、②を設ける（図53参照）。 ・ 北東側に標柱を配置する（図64参照）。
	丸池エリア	・ 『史跡鳥海山保存管理計画書』（2011）に従った整備を行う。
景観保護エリア	視点場・管理用エリア	・ 管理用駐車場を設ける。 ・ エリア内の一部を盛土造成し、視点場③を設けヤマザクラを植栽する（図54参照）。
	エントランスエリア	・ ガイダンスコーナーを設け、総合解説板と案内板を設置する。 ・ バス駐車場（5台）の南側に一般車両及び二輪車の駐車場を整備する（図70参照）。 ・ トイレや東屋等の便益施設を整備する。
	その他の範囲	・ 往時の地形・景観をよく残しているため、今後もこの地形・景観の維持に努める。



図 38 地区区分図

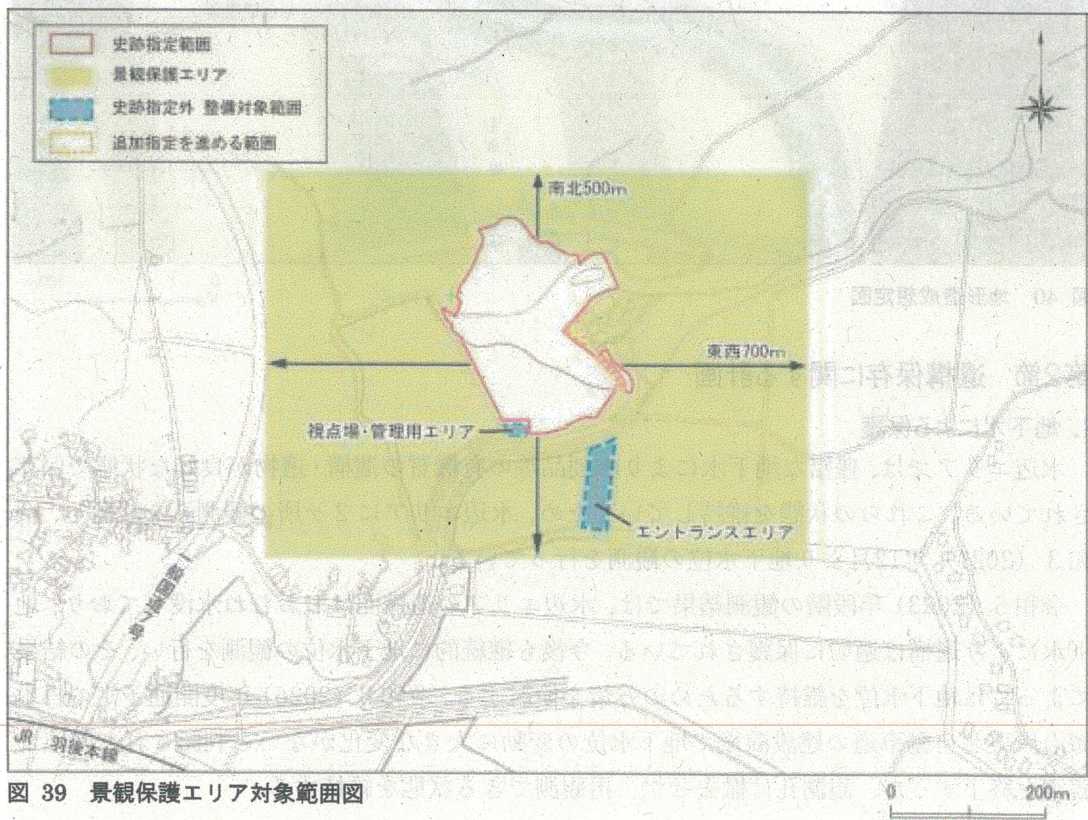


図 39 景観保護エリア対象範囲図

3. 地形造成

本史跡は、縄文時代の地形をよく残している。地形は、本史跡の理解に必要不可欠な要素であることから、必要最低限の範囲のみ地形造成を実施する。

地形造成が必要となる範囲について、史跡指定地内では斜面居住地エリアの竪穴建物跡と広場、水辺エリアの水辺遺構、園路④・⑤・⑥、視点場・管理用エリアの視点場となる。史跡指定地外では、一般車両用の駐車場を想定している既設バス駐車場の南側である。

また、遊佐町は積雪寒冷地域であることから、凍上による損傷を抑制するため、地形造成を行う際は凍上抑制層を設ける。



図 40 地形造成想定図

第2節 遺構保存に関する計画

1. 地下水による保護

水辺エリアでは、豊富な地下水により木製品等の有機質の遺構・遺物が良好な状態で保存されている。これらの状態を維持していくため、水辺エリアに2ヶ所の観測孔を設置し、令和3（2021）年12月より地下水位の観測を行っている。

令和5（2023）年段階の観測結果では、水辺エリアの遺構面はおおむね水没しており、地下水により遺構は適切に保護されている。今後も継続的に地下水位の観測を行い、その結果によっては地下水位を維持するための方策を検討する。令和8（2026）年度開通予定の日本海沿岸東北自動車道の建設前後で地下水位の変動に大きな変化がないと判断された時点で観測を終了するが、観測孔は撤去せず、再観測できる状態を維持する。

2. 盛土による保護

現在、遺構は地中に埋設保存されている。斜面居住地エリアの竪穴建物跡は、遺構面深度が65～155cm、水辺エリアの水辺遺構は遺構面深度が55～125cm確保されていることから、さらなる盛土による保護は実施しないこととする。遺構面から上部30cmの間は保護層とし、整備に伴う掘削においては、保護層に抵触しないよう留意する。ピン基礎等の掘削を伴わない場合においても、原則として保護層に抵触しない範囲の大きさまでとする。未発掘範囲に解説板等の構造物の設置を行う際は、事前に発掘調査を実施する。

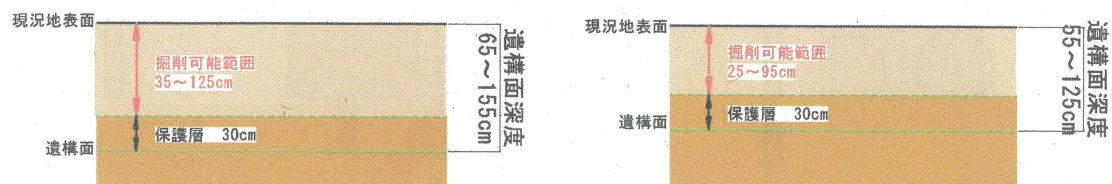


図 41 竪穴建物跡（左）及び水辺遺構（右）整備断面模式図

第3節 遺構の表現に関する計画

遺構表示にあたって、雑草等が繁茂している場合は、草刈りを行った上で防草対策を図ることとする。

1. 竪穴建物跡

斜面居住地エリアのうち、発掘調査により建物範囲が明らかになっており、炉跡も検出されている竪穴建物跡 r（図 42）（『小山崎遺跡発掘調査報告書-総括編 2-』で付したアルファベットに準拠）の遺構表示を行う。

往時は斜面上に竪穴建物が営まれていたことから、往時の造営手法に準拠した地形造成を行う。地形造成においては、掘削可能範囲（図 41 左）に留め、整形した法面には土砂流出対策を行う。遺構表示面は可能な限り検出位置や建物範囲等に準拠させ、石囲炉を立体表示する（図 44）。

他の竪穴建物跡等の遺構や出土遺物は、デジタルコンテンツと遺構解説板を用いて説明する。

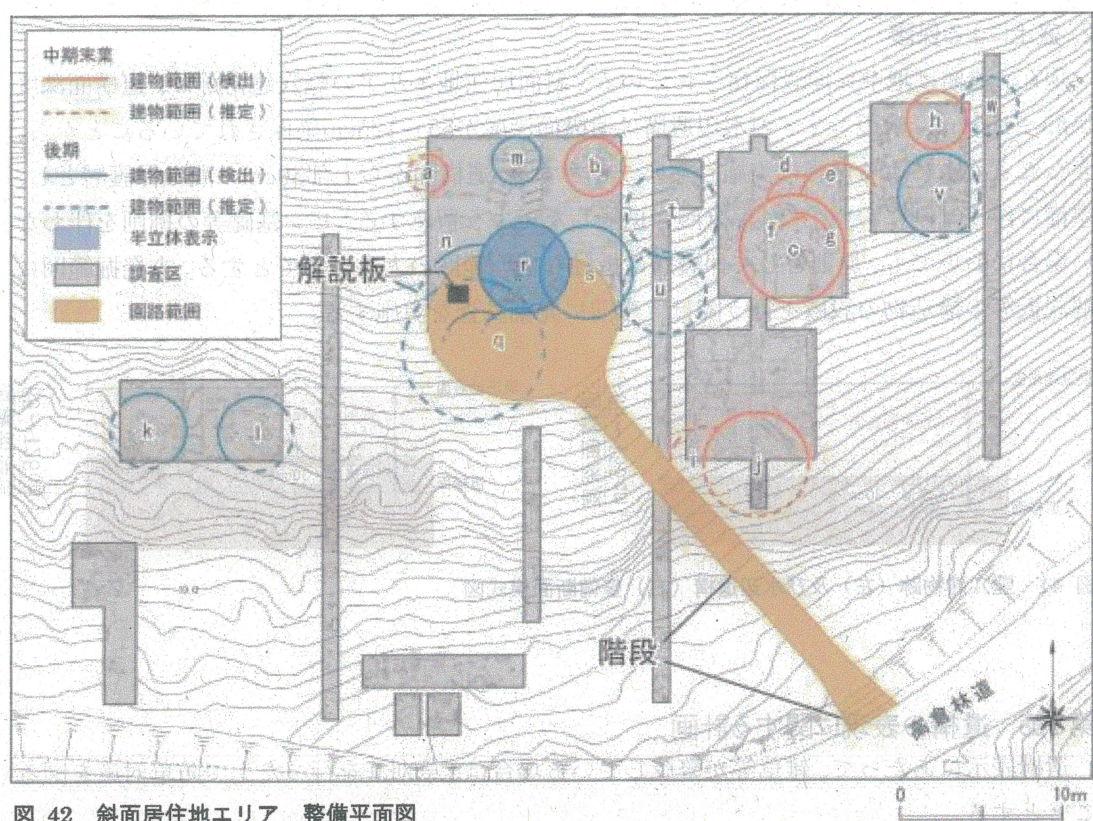
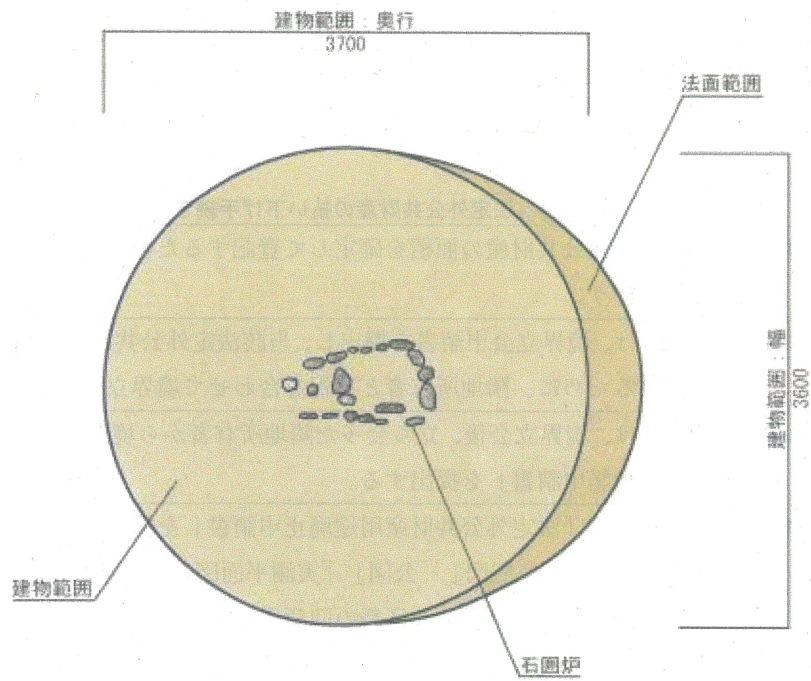


図 42 斜面居住地エリア 整備平面図



図 43 竪穴建物跡 整備イメージ図

平面図



断面図

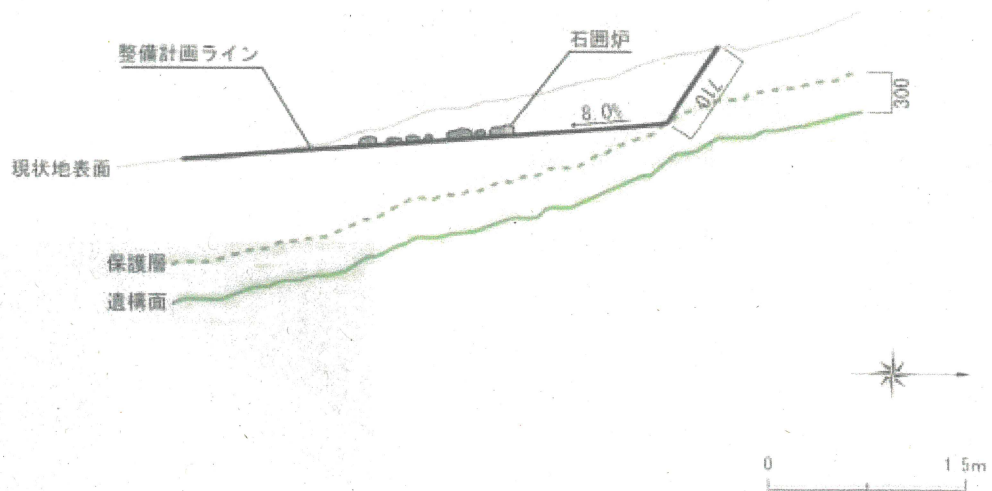


図 44 竪穴建物跡 整備詳細図

2. 水辺遺構

水辺遺構は、以下の5項目に分けて遺構表示の整備を行う。

古地形

往時の山際に沿った園路④で水辺エリアと縄文の里山エリアの境を表現する（第4節「動線計画」図48参照）。なお、現在両エリアの境に設置されている既設側溝は、機能していないことから、表14のとおり法定外公共財産の払い下げの手続きを行った上で取り外すこととする。

表 14 法定外公共財産の払い下げ手続き

現地復元測量	当該法定外公共財産の面積を確定して登記するため、当該法定外公共財産の測量を行う。
境界立会作業	申請者は、境界立会申請書を提出し、当該法定外公共財産と隣地との境界を確定するために、隣地所有者と日程を合わせて境界立会を行う。
境界承諾作業	申請者は、境界立会后、立ち会った隣地所有者から境界の承諾を貰い、町に「境界承諾申請書」を提出する。
用途廃止申請	申請者は、「法定外公共財産用途廃止申請書」を提出する。 ※添付書類：「位置図」「公図」「実測平面図」「境界承諾書」「現況写真」「利害関係者の同意書」「区長の同意書」
登記申請1	申請者は、土地表示登記申請書類を町に提出する。
登記申請2	町は、「土地表題登記」「所有権保存登記」を法務局で行う。
登記申請3	申請者は、付け替えを行う土地について「分筆登記」を行う。 ※測量及び境界立会が必要になる可能性がある。
売払申請	町に「普通財産売払申請書」を提出する。 ※添付書類：「住民票（本籍の記載のあるもの）」「印鑑登録証明書」
売買契約	売買契約を町と申請者で行う。
登記申請	「所有権移転登記（交換）」を行う。

道路状遺構

道路状遺構を木道として整備する。来訪者の安全確保の観点から、東と西に分岐する道路状遺構は1本の木道として整備する。木道の北端は園路④と接続させる（図47）。

木道の整備は、検出状況に準拠した範囲及び高さの盛土造成を行い、その天端に木板を設置する。木板はアンカーでの固定等の横ずれ対策を図る。

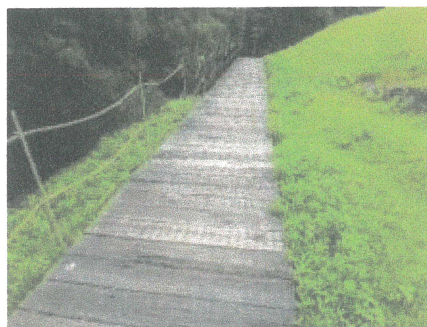


図 45 木道の事例
（妙見山古墳・愛媛県今治市）

敷石作業場

道路状遺構と同様に、検出状況に準拠した範囲及び高さの盛土造成を行い、盛土上に石材を敷き立体表示を行う（図47）。盛土造成する際は、碎石層を設けて石材が沈まないようにする。石材は、発掘調査で検出された「平均直径27cm程度の安山岩で扁平な亜円礫」に準じたものを周辺の河川等から採取して用いる。

木敷遺構・杭列

木道の終点に透明なサイン板を設置し、遺構の検出位置ならびに出土状況を特定の位置からサイン板を透かして眺められるような整備を行う。



図 46 透明なサイン板の事例
（安満遺跡・大阪府高槻市）

捨て場・地点貝塚・ドングリ集積

遺物の出土地点の分布も土地利用の状況や自然環境を知る上で重要な情報であるため、遺物が特に集中して出土している捨て場の範囲とその変遷、地点貝塚、ドングリ集積は遺構解説板で示す。各遺構解説板は、園路④沿いかつ各遺構の検出位置の近くに設置する（第6節「案内・解説施設に関する計画」図64参照）。また、デジタルコンテンツを活用して出土状況の表示を行う。

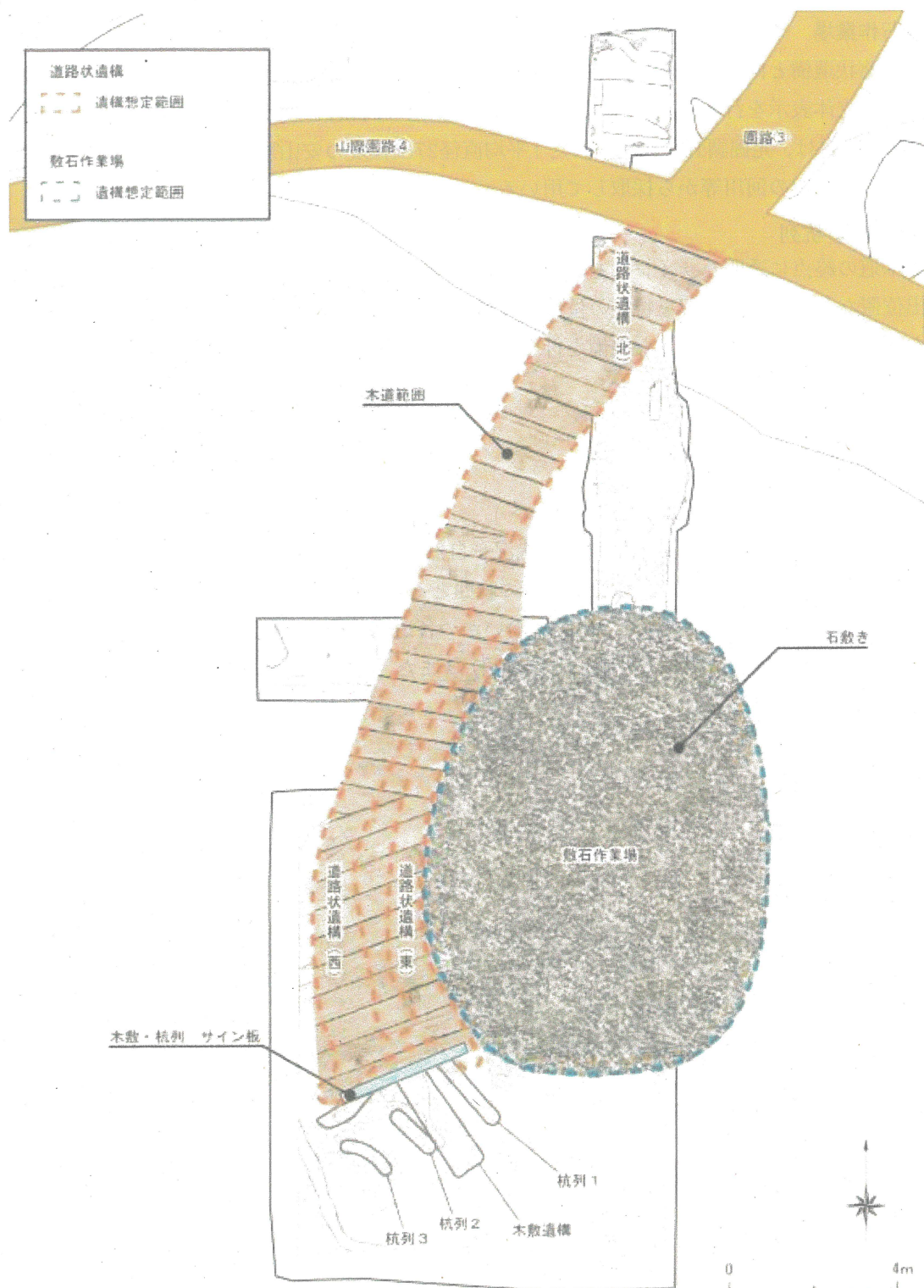


図 47 水辺遺構 整備平面図

第4節 動線計画

1. エントランスエリア及び史跡指定地内の動線

来訪者の動線はエントランスエリアから始まり、ガイダンスコーナーに設置する案内板や総合解説板にて本史跡の概要を学んでもらう。エントランスエリアから史跡指定地内への動線は、箕輪鮭ふ化場の脇を通過して丸池を見学し、高倉林道に至る（図48点線）。

史跡指定地内の動線は、高倉林道から斜面居住地エリアと縄文の里山エリアへの分岐に繋がる。斜面居住地エリアの動線は竪穴建物跡に至り、縄文の里山エリアの動線は、水辺エリアの水辺遺構に至る。また、水辺エリアの外周に園路を設定し、本史跡内を周遊できる動線としている。



図 48 動線・園路計画図

2. 園路

「1. エントランスエリア及び史跡指定地内の動線」に基づいて、以下の表15のとおりに園路を設ける。

園路は原則として舗装整備は実施しないが、雑草対策として防草シートの敷設及び木質チップの敷き均しを行う。敷設にあたっては、傾斜や雨水の影響による木質チップの流出に留意して実施する。

表 15 園路表

園路	整備位置	動線種類-対象者
園路①	高倉林道を通る園路	見学動線-来訪者 ※高倉林道は管理動線-車両
園路②	高倉林道から斜面居住地エリアに至る園路	見学動線-来訪者
園路③	高倉林道から縄文の里山エリアを通過して水辺エリアに至る園路	見学動線-来訪者
園路④	往時の山際に沿った園路	見学動線-来訪者 管理動線-車両
園路⑤	園路④の西端から視点場・管理用エリアへ至る園路	見学動線-来訪者
園路⑥	視点場・管理用エリアから園路④の東端へ至る園路	見学動線-来訪者
園路⑦	縄文の里山エリアを散策する園路	見学動線-来訪者



図 49 防草シートの整備事例
(竹田城跡・兵庫県朝来市)



図 50 木質チップの整備事例
(キウス周堤墓群・北海道千歳市)

園路①

本園路は既設道路を流用するため、新たな整備は行わないこととする。また、管理動線として位置づけ、管理車両の通行を想定する。

園路②

本園路は、勾配約30%の急斜面を約10m以上登る形となるため、階段を設置する。園路の幅は1m程度とする。

また、来訪者が竪穴建物跡を見学しやすいよう、本園路の北端に地形造成を行い平坦面に整備する。

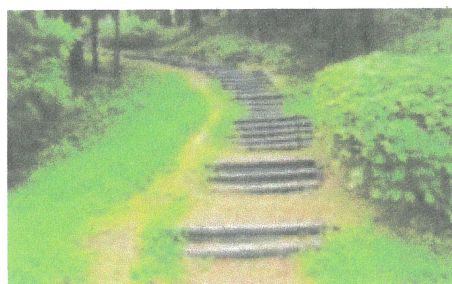


図 51 階段の整備事例
(大安場古墳・福島県郡山市)

園路③

園路の幅は1 m程度とし、園路幅に併せて地表面からU字状にやや掘り下げ、地形形状と木質チップにより歩行者を誘導する。縄文の里山エリアと水辺エリアの境界付近は急勾配となるため、階段を設置する。

園路④

往時の山際に沿って東西約200mの範囲に盛土造成を行い、縄文の里山エリアと水辺エリアの境を明確にする。本園路は、管理用道路を兼ねることから、管理用車両の通行を考慮して幅員を2.5m以上とし、凍上抑制層を設けた上でアスファルト舗装等の車両の通行に耐えられる舗装を行う。

また、水辺遺構の遺構表示の1つである木道の接続部分については、階段を設置する。



図 52 園路舗装の整備事例
(大安場古墳・福島県郡山市)

園路⑤・⑥

園路の幅は1 m程度とし、水辺エリアの滞水を考慮した措置を行う。

園路⑦

縄文の里山エリアは、スギの人工林の伐採後、将来的に本エリア内を周遊できる園路を検討する。園路の幅は1 m程度とし、園路幅に併せて地表面からU字状にやや掘り下げ、地形形状と木質チップにより歩行者を誘導する。

第14節 事業計画

本史跡の本質的価値を将来にわたって適切に保存・活用していくための整備は、調査・研究、研究成果の反映、遺構復元等多岐にわたり、計画は長期間に及ぶものである。そのため、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までを短期計画期間とし、前後半に分けて以下の事業を行う。

1. 短期計画前半(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)

保存管理

- ・集落に関連する遺構が確認されている地域の追加指定・公有地化に取り組む。
- ・本史跡の全容や地形を明確にするため、資史料調査や発掘調査等を継続的に行う。

活用

- ・本史跡の情報等をまとめたウェブサイトを作成し、広く情報を発信する。
- ・デジタルコンテンツ等を作成して本史跡の価値を顕在化することで、来訪者の本史跡に対する理解を促す。
- ・地域住民と協働してイベントを定期的に開催する。

整備

- ・整備に向けた現況調査を行い、設計に向けて条件整理を行う。
- ・斜面居住地エリアの竪穴建物跡、水辺エリアの水辺遺構について、遺構表示のための整備を行う。
- ・史跡指定地内の園路整備を行う。
- ・本史跡内に遺構解説板、誘導板、眺望案内板を設置する。
- ・各エリア同士の眺望を確保するため、斜面居住地エリアと縄文の里山エリア内に自生する樹木の伐採・剪定を行う。
- ・視点場・管理用エリアにて視点場を整備する。

2. 短期計画後半(令和11(2029)年度～令和15(2033)年度)

活用

- ・継続してパンフレット等を配布する。発掘調査により新たな価値が判明した場合は、情報の更新を図る。
- ・周辺地域と連携した活用に取り組むことで、本史跡に興味関心を持つ人を増やす。
- ・縄文の里山づくりについて、動植物の観察記録や活動記録を作成し、発表していく。

整備

- ・前半に続けて水辺エリアと視点場・管理用エリアの整備を行う。
- ・来訪者の活用に供するエントランスエリアを設置する。
- ・縄文時代の自然環境を体感できるよう、縄文の里山エリア内の森づくりに取り組む。
- ・周辺地域から本史跡へアクセスしやすいよう、既存の誘導板を更新する。

表 18 事業スケジュール

		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度～
史跡小山崎遺跡 整備基本計画		計画策定	短期計画前半					短期計画後半					長期計画
保存 管理	追加指定												
	公有地化												
	日常管理												
	調査・研究												
活用	情報発信												
	デジタルコンテンツ												
	旧吹浦小学校の活用												
	地域連携												
	社会教育												
	周辺地域連携												
整備	基本設計 整備事業報告書 現況測量調査 境界柱設置 広域整備等 エントランスエリア 縄文の里山エリア (森づくり)	基本設計											
		整備事業報告書											
		現況測量調査											
		境界柱設置											
		広域整備等											
		エントランスエリア											
		縄文の里山エリア (森づくり)											
	斜面 居住 エリア	実施設計											
		造構表示											
		園路											
		案内・解説施設											
		伐採											
	水 辺 エ リ ア	実施設計											
		造構表示											
		案内・解説施設											
		園路4											
	理 用 エ リ ア	実施設計											
		視点場											
		園路5・6											
		案内・解説施設											

第6章 縄文の森づくりー整備と活用の一体化ー

第1節 森づくりの基本的な考え方

1. 森づくりが目指すもの

本史跡では、縄文時代後期における人為的なクリ林の存在をはじめとし、かつてこの地で暮らした縄文人たちが、自然の仕組みを知り、働きかけ、利用していたことが調査成果によって明らかとなっている。すなわち本史跡周辺の森は、遷移しようとする森に人為的な圧力をかけ続け、利用と管理が自ずと一体となった、いわゆる「里山」と呼べるものであった。

そもそも里山は、里山というものをつくらうとしてできたのではなく、集落周辺の森を日常的に利用することがそのまま維持管理に繋がり、自ずと形成されていったものである。それは現代に見られるレクリエーションや憩いの場である公園として整備された森ではなく、人々にとって必要不可欠の資源を得るための場であった。すなわち、人々が生活のために行った「森づくり」が、徐々に里山を形成していったのである。

例えば、かつての庄内砂丘のクロマツ林は、燃料や焚き付けとしての松毬や松葉を得るために人が日常的にクロマツ林に入り、自ずと利用と維持管理が一体となった暮らしに欠かせない里山であった。しかし、燃料が薪炭から化石燃料に移行するにつれ必要とされなくなり、遠くまで見通せた緩やかな起伏のクロマツ林は、やがて入るのがためらわれるほどの藪となっていった。人為的な圧力を加え続けることが、里山を成立させていたのである。



図 79 庄内砂丘のクロマツ林

本史跡では公園のような森をつくるのではなく、縄文人たちがどのようにして自然の森に働きかけ、維持管理して暮らしていたのかを体感し、学べる場としての森づくりを行う。言い換えれば、整備としての森づくりに関わることによって、縄文時代の森と人々の暮らしを感じ取れる活用の中にもなるような、すなわち、縄文の森をつくるという整備の過程自体が史跡活用の展開の中にもなる森づくりを目指す。

2. 対象エリアと優先順位

本計画における史跡指定地内の地区区分のうち、森づくりの対象とするエリアは縄文の里山エリア、斜面居住エリアとする。両エリアはスギの植林による代償植生となっており、縄文時代にはスギの群落は存在しなかったことから、スギを伐採した上で森づくりを行う。

なお、水辺エリアには森林部が存在しないことから、また丸池エリアは史跡鳥海山の指定区域でもあり保存に関する現状維持の方針から、いずれも対象外とする。高倉林道に接し比較的平坦であることから着手しやすい縄文の里山エリアを当面の森づくりの場とし、全面的な植生の転換を目指す。次に斜面居住地エリアに着手する。実施にあたっては、丸池エリアの景観や植生に影響を与えないよう十分に配慮する。

3. 森づくりの担い手

(1) 地域の現状

個々の集落では、集落自治会の活動だけでなく、古くからの神社や寺等の地域の活動でさえ担い手確保が困難となってきた。さらに、定年延長やライフスタイルの変化から、高齢者が仕事を続けることも今や当たり前となり、仕事をリタイアした人たちが動ける期間は短くなっている。地域づくりの担い手の高齢化はもとより、既存の団体の後継者の確保も難しい状況である。

一方、学校では少子化による児童・生徒数の減少に加え、小学校の統合により、これまで各校が総合学習等の時間を利用し独自に参加していた地域の活動も、カリキュラムの調整等から従来までのような参加が難しい状況である。

(2) 担い手の確保と育成

前述のような現状にあって、本史跡の森づくりの担い手を確保するのは容易ではない。しかし、既存の地域団体の活動が難しくなっている一方で、地縁や血縁等の旧来の枠組みを超えたボランティア団体や市民団体等、種々の集まりが生まれてきている。庄内砂丘のクロマツ林では、複数のボランティア団体が、互いに緩やかに連携をとりながら維持管理活動に携わっており、そこに子どもたちも参加している。また、町内には採石跡地の森林を維持管理する共存の森づくり事業がある。

本史跡の縄文の森づくりは、このような既存の森林整備ボランティアに声掛けし、協力を求めることから始める。森づくりの活動状況はウェブサイト等で町内外に広く発信し、さらに単発的な森づくりの体験プログラムを実施することで、興味を持った人が気軽に情報を知り、活動を体験できるようにしながら、徐々に参加者の輪を広げていく。併せて、専門知識と経験を有する指導者を確保し、実践的学習会も開催していく。

第2節 森づくりの手法

1. 基本的手法

縄文の森づくりを計画するにあたって、樹木医の梅津勘一氏から所有地での整備事例を基にした手法を指導いただいた。各手法の内容については巻末掲載の「史跡小山崎遺跡 縄文の森づくりに関する報告書」を参照されたいが、その中で示された以下の基本的手法に基づき、本史跡における森づくりを実施していく。

- ① ゾーニングと苗木の準備
- ② 保存木の選木
- ③ 作業路の設定
- ④ スギの伐採搬出
- ⑤ 自然林再生による森づくり
- ⑥ 植栽による森づくり



図 80 整備事例視察（第2回委員会）

2. 試験的森づくり

森づくりは長期的な事業である上に、面積が広ければ作業量も大きくなる。そこで、作業量の分散を図り、途中経過を観察し、ときに軌道修正し、より取り組みやすい森づくりとなるように、初動期は小さな規模で試験的に取り組む。

縄文の里山エリアの西側に四方 20m 程度に区切ったエリアを設け、試験的に森づくりに着手する。およその手順は次のとおりである。

- ①試験エリアの植生を確認し、図面に記す。
- ②スギをはじめとした不要な樹木を伐採する。伐根はしない。
- ③自然に生えてくる樹木のうち、必要なものを残して下刈りする（選択的下刈り）。
- ④年に2～3回の選択的下刈りを3年程度継続する。
- ⑤縄文時代の植生に欠かせない樹木の生育が見られない場合は、近隣から種を採取し苗を育て、植栽を行う。
- ⑥定期的に生育状況の記録をとり、観察会を開催する。

なお、⑤の植栽を行う上では、近年増加傾向にあるクマやイノシシによる獣害を考慮し、樹種やゾーニングを慎重に検討することとする。植栽する樹種は、本史跡の調査成果から将来的な用途等を考慮して選択する（表 19）。同時に、遺構破壊を防ぐため、植樹地点の試掘調査を実施し遺構の有無を確認する。遺構が確認された範囲については 50 cm 程度の盛土を行い、その上に植樹を行うこととする。

その後は試験エリアでの森づくりの進捗や成果を踏まえながら、縄文の里山エリア全体の森づくりに着手する。また、必要に応じてエリア内に材木置き場や作業場等のスペースの確保や設置を検討する。

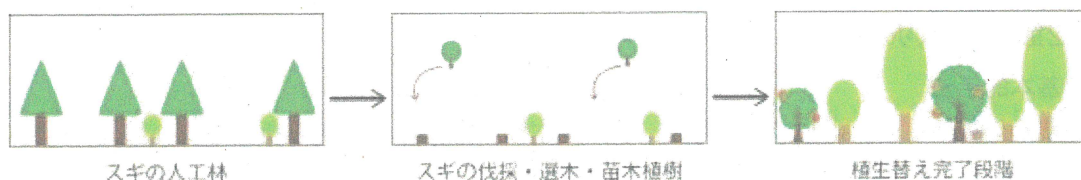


図 81 森づくり工程イメージ

表 19 主な植物遺存体

	木材遺体		種実遺体		花粉分析結果に基づく 推定植生
	自然木	加工木	利用の可能性あり	その他	
前期	エノキ属、ブナ属、カエデ属、コナラ属コナラ節、ケヤキ、トチノキ、ヤブツバキなど	クリ、スギ	コナラ、オニグルミ、ブナ、クリ、トチノキ、ハクウンボク、ツバキ、サクラ属など	カボチャ近似種	ブナ属とコナラ属コナラ亜属が最も優先する時期
中期	—	—	ヒエ属、オニグルミ、クリ、コナラ、トチノキ、エゴノキ、ハクウンボク、ニワトコ属など	ホタルイ属、ハンノキ、サワラ、モミ属、ケヤキ、ブナなど	コナラ亜属を主としクリとケヤキを伴う落葉広葉樹林期
後期	コナラ節、ハンノキ節、ヤブツバキ、ブナ属、クリ、カエデ属、ケヤキ、トネリコ属など	クリ、コナラ節、ケヤキ、トネリコ属、ヤブツバキ、カエデ属、ハンノキ節、トチノキなど	ヒエ属、アサ、ゴボウ近似種、オニグルミ、クリ、コナラ、トチノキ、ニワトコ属、エゴノキ、クワ属、ヤマブドウなど	ブナ、イイギリ、フジ属、マツ属、ケヤキ属、エノキ、ホオノキ、バラ属、サクラ属など	クリ林の優勢とトチノキ林の拡大期
晩期	—	—	オニグルミ、トチノキ、クリ、クワ属、ブドウ属、サルナシ、イイギリなど（極少量）	—	ハンノキ湿地林とトチノキ林期

第3節 森づくりの展望

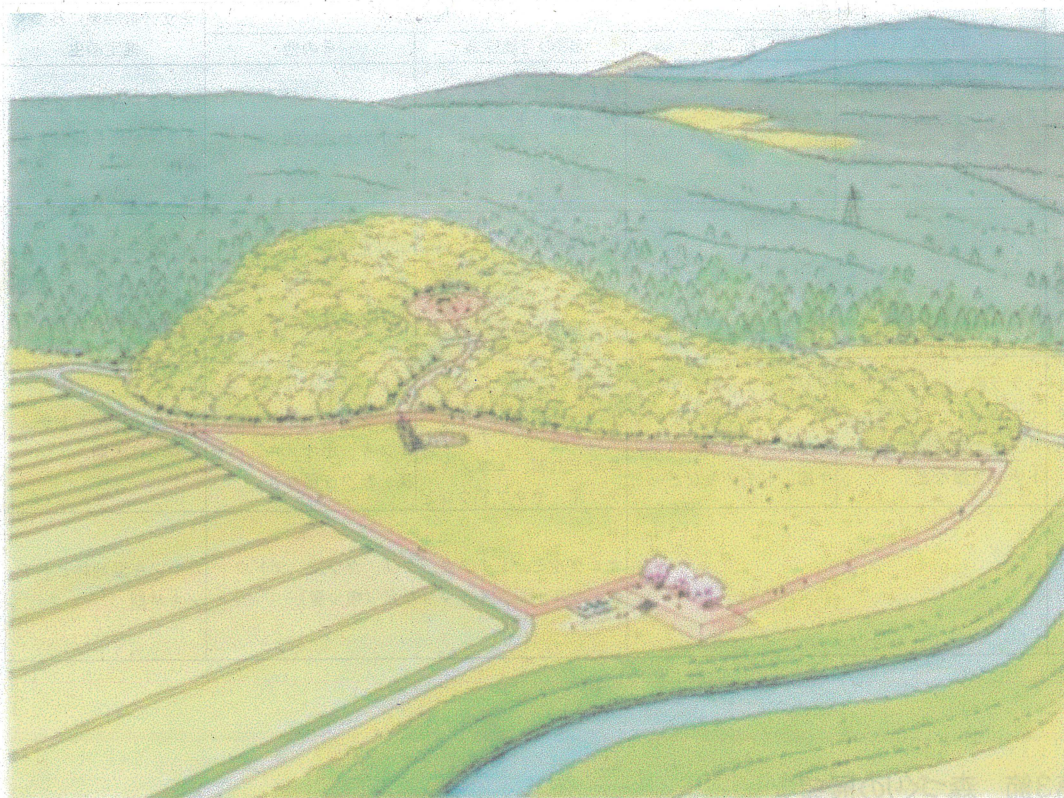
縄文の森づくりは、本計画期間や地域にとどまらず、長期的・広域的な視野をもってあたなければならない事業である。樹木の生育には幾年もの歳月がかかり、様々な資源を得るための縄文の森として機能させるためには多大な時間や労力を要する。しかし、森づくりは本史跡の整備と活用の両方において、根幹となる欠かすことのできない活動である。

整備の面では、現在の植林されたスギ林が広がる景観が、広葉樹を中心とした景観へと変わっていくことで、縄文時代当時の姿へと近づいていく。縄文の森というフィールドは、表示された遺構とともに、史跡の本質的価値を来訪者により深く伝える重要な要素となる。

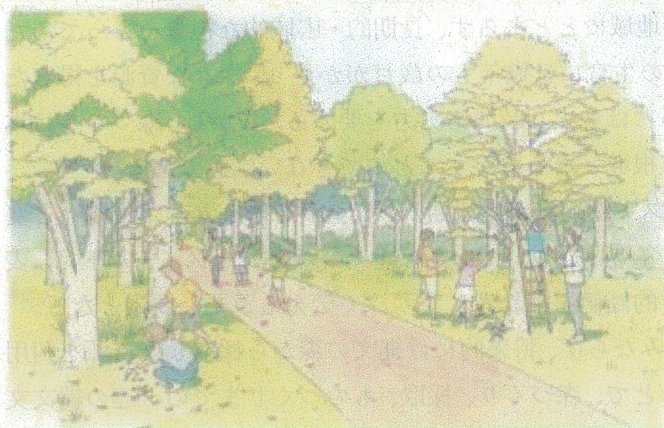
活用の面では、森づくりの体験のみならず、将来的には縄文の森から採取した資源を利用したワークショップ等を開催することで、森づくり、採取、ものづくりまでの一連の縄文文化体験が可能となっていく。

本史跡では、初動期における試験エリアでの森づくりを通してノウハウを蓄積し、やがて全面的な森づくりに着手していく。その過程の中で、参加者の輪を広範なものへと徐々に広げていき、縄文文化を土台とした交流の場として地域活性化へと繋げていく。そして10年後、20年後と徐々に「縄文里山」へと変化していく森の中で、来訪者が縄文時代の風景を想像し、かつて小山崎遺跡に暮らした人々に思いを馳せることができる場所を目指していきたい。

第7章 完成予想図



俯瞰図



縄文里山エリア

水辺エリア



図 82 完成予想図